5.6.3

第1267

五月廿三日付

東京市電従業員ハ労働者ノ意思ヲ無視シ一割減俸並[illegible]ニ反対シ

[illegible]運動ニ参加ス

其後東京労働同盟ノ労働[illegible]ニ於テハ東京市電従業員ノ[illegible]

ノ後同シ従業員[illegible]ニ依頼セラレ其ノ争議日報

ノ本月十四日附謄写版ノ争議ノ有利ナル解決ノ為ノ[illegible]

リ[illegible]トアル旨ノ宣伝ビラ数百枚ヲ[illegible]

早稲田、三輪等ノ各支部ニ大会アリトシテ[illegible]配布シ

市電協同会ノ市従業員[illegible]

ノ[illegible]策動シツツアリ

財團 協調會

「別記(四)」

嘆願書

吾等は最に再嘆願したる未だに誠意ありと認めらるゝ回答を得ず茲に重ねて当委員会決議を以て左の二ヶ條を嘆願する次第であります

一、今次の爭議による犠牲者を即時取消されたし

一、爭議中を出勤取扱にせられたし

以上に對し来る五月十五日午後一時までに回答せられたし

昭和五年五月十二日

東京市電協同會

「別記(五)」

決議

我等ハ此ノ度ノ爭議ニ際シテ勇敢ニ戦ハレタル京橋支部ノ斗士三名ニ加ヘラレタル不當ナル馘首ニ對シ絶対ニ反對シ即時無条件撤廃ヲ要求スルモノデアル

右決議ス

一九三〇、五月十一日

東京市従業員組合

本所支部総會

東京市長代理

白上祐吉殿